

茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則制定の専決について

上記規則については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 6 月 30 日付けで別紙のとおり専決しましたから、同条第 2 項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和 4 年 7 月 22 日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則

茨城県教育職員免許状規則（平成元年茨城県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章」を削り、「第5章」を「第4章」に、「第38条—第46条」を「第27条—第34条」に改める。

第2条の表免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）の項を削る。

第7条中「第16条の2」を「第16条」に改める。

第13条中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める。

第16条中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める。

第4章を削る。

第5章中第38条を第27条とし、第39条から第42条までを11条ずつ繰り上げ、第43条を削り、第44条を第32条とし、第45条を第33条とし、第46条を第34条とする。

第5章を第4章とする。

様式第14号から様式第18号までを削る。

様式第19号中「有効期間満了日 年 月 日」を削る。

付 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

茨城県教育職員免許状規則新旧対照表

改正案	現行
<p>○茨城県教育職員免許状規則</p> <p style="text-align: right;">平成元年 4 月 17 日</p> <p style="text-align: right;">茨城県教育委員会規則第 5 号</p> <p>茨城県教育職員免許状規則を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">茨城県教育職員免許状規則</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)</p> <p>第 2 章 出願の方法</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 節 通則(第 3 条—第 5 条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 節 普通免許状の出願(第 6 条—第 12 条の 2)</p> <p style="padding-left: 2em;">第 3 節 特別免許状の出願(第 13 条・第 14 条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第 4 節 臨時免許状の出願(第 15 条—第 16 条の 2)</p> <p style="padding-left: 2em;">第 5 節 特殊教科教員免許状の出願(第 17 条・第 18 条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第 6 節 外国の学校の卒業者等の検定の出願(第 19 条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第 7 節 書換え又は再交付の出願(第 20 条)</p> <p>第 3 章 単位の修得方法(第 21 条—第 26 条)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第 4 章 雑則(第 27 条—第 34 条)</p> <p>付則</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 章 総則</p>	<p>○茨城県教育職員免許状規則</p> <p style="text-align: right;">平成元年 4 月 17 日</p> <p style="text-align: right;">茨城県教育委員会規則第 5 号</p> <p>茨城県教育職員免許状規則を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">茨城県教育職員免許状規則</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)</p> <p>第 2 章 出願の方法</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 節 通則(第 3 条—第 5 条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 節 普通免許状の出願(第 6 条—第 12 条の 2)</p> <p style="padding-left: 2em;">第 3 節 特別免許状の出願(第 13 条・第 14 条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第 4 節 臨時免許状の出願(第 15 条—第 16 条の 2)</p> <p style="padding-left: 2em;">第 5 節 特殊教科教員免許状の出願(第 17 条・第 18 条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第 6 節 外国の学校の卒業者等の検定の出願(第 19 条)</p> <p style="padding-left: 2em;">第 7 節 書換え又は再交付の出願(第 20 条)</p> <p>第 3 章 単位の修得方法(第 21 条—第 26 条)</p> <p>第 4 章 <u>免許状の更新(第 27 条—第 37 条)</u></p> <p>第 5 章 雑則(第 38 条—第 46 条)</p> <p>付則</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 章 総則</p>

略

(関係法令の略称)

第 2 条 この規則においては、次の表の左欄に掲げる法令はそれぞれ右欄のようである。

教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)	免許法
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 98 号)	改正法
教育職員免許法施行法(昭和 24 年法律第 148 号)	施行法
教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)	免許法施行規則
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年文部科学省令第 9 号)	改正省令
教育職員免許法施行法施行規則(昭和 29 年文部省令第 27 号)	施行法施行規則
<u>削る</u>	<u>削る</u>
旧国民学校令(昭和 16 年勅令第 148 号)、旧教員免許令(明治 33 年勅令第 134 号)又は旧幼稚園令(大正 15 年勅令第 74 号)	旧令
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成 9 年法律第 90 号)	介護等体験特例法

略

(関係法令の略称)

第 2 条 この規則においては、次の表の左欄に掲げる法令はそれぞれ右欄のようである。

教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)	免許法
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 98 号)	改正法
教育職員免許法施行法(昭和 24 年法律第 148 号)	施行法
教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)	免許法施行規則
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年文部科学省令第 9 号)	改正省令
教育職員免許法施行法施行規則(昭和 29 年文部省令第 27 号)	施行法施行規則
<u>免許状更新講習規則(平成 20 年文部科学省令第 10 号)</u>	<u>講習規則</u>
旧国民学校令(昭和 16 年勅令第 148 号)、旧教員免許令(明治 33 年勅令第 134 号)又は旧幼稚園令(大正 15 年勅令第 74 号)	旧令
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成 9 年法律第 90 号)	介護等体験特例法

号)	
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(平成 9 年文部省令第 40 号)	介護等体験特例法施行規則

第 2 章 出願の方法

第 2 節 普通免許状の出願

(教員資格認定試験に合格した者の出願)

第 7 条 免許法第 16 条____又は第 16 条の 4 の規定により、教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与願
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本
- (3) 履歴書
- (4) 教員資格認定試験に合格した旨の証明書
- (5) 宣誓書

第 3 節 特別免許状の出願

(特別免許状の検定の出願)

第 13 条 免許法第 5 条第 2 項の規定により、教諭の特別免許状の授与を受けるために教育職員検定を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願

号)	
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(平成 9 年文部省令第 40 号)	介護等体験特例法施行規則

第 2 章 出願の方法

第 2 節 普通免許状の出願

(教員資格認定試験に合格した者の出願)

第 7 条 免許法第 16 条の 2 又は第 16 条の 4 の規定により、教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与願
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本
- (3) 履歴書
- (4) 教員資格認定試験に合格した旨の証明書
- (5) 宣誓書

第 3 節 特別免許状の出願

(特別免許状の検定の出願)

第 13 条 免許法第 5 条第 3 項の規定により、教諭の特別免許状の授与を受けるために教育職員検定を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願

- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本
- (3) 履歴書
- (4) 健康診断書
- (5) 特別免許状推薦書
- (6) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者であることの証明書
- (7) 宣誓書

第4節 臨時免許状の出願

(臨時免許状の検定の出願)

第16条 免許法第5条第5項又は施行法第2条第1項の規定により、臨時免許状の授与を受けるために教育職員検定を願い出ようとする者は、次に掲げる書類(施行法第2条第1項の規定による場合は、第9号の書類を除く。)を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本
- (3) 履歴書
- (4) 基礎資格となる学校の卒業(修了)証明書又は所要資格の証明となる書類
- (5) 人物に関する証明書
- (6) 学業成績証明書又は実務に関する証明書
- (7) 健康診断書
- (8) 宣誓書

- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本
- (3) 履歴書
- (4) 健康診断書
- (5) 特別免許状推薦書
- (6) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者であることの証明書
- (7) 宣誓書

第4節 臨時免許状の出願

(臨時免許状の検定の出願)

第16条 免許法第5条第6項又は施行法第2条第1項の規定により、臨時免許状の授与を受けるために教育職員検定を願い出ようとする者は、次に掲げる書類(施行法第2条第1項の規定による場合は、第9号の書類を除く。)を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定願
- (2) 個人事項証明書又は戸籍抄本
- (3) 履歴書
- (4) 基礎資格となる学校の卒業(修了)証明書又は所要資格の証明となる書類
- (5) 人物に関する証明書
- (6) 学業成績証明書又は実務に関する証明書
- (7) 健康診断書
- (8) 宣誓書

- (9) 所轄庁(県教育委員会又は県知事が所轄庁の場合(私立学校の教員の場合を除く。))は、所属長)又は学校の設置者を代表する者(以下本条及び第 18 条において「所轄庁等」という。)の作成する臨時免許状申請理由書(様式第 12 号)

2～3 (略)

(章を削る)

- (9) 所轄庁(県教育委員会又は県知事が所轄庁の場合(私立学校の教員の場合を除く。))は、所属長)又は学校の設置者を代表する者(以下本条及び第 18 条において「所轄庁等」という。)の作成する臨時免許状申請理由書(様式第 12 号)

2～3 (略)

第 4 章 免許状の更新

(免許状更新講習を受講できる者)

第 27 条 講習規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき県教育委員会
が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 茨城県若しくは茨城県内の市町村(以下「県市町村」という。)
の教育委員会の教育長の職にある者
- (2) 県市町村が設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、
高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教育職員として任
命されたことがある者(以下「教育職員であったことのある者」
という。)で県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続いて県市
町村教育委員会の職員として在職している者
- (3) 前 2 号に掲げる者に準ずる者として県教育委員会教育長が別
に定める者

2 講習規則第 9 条第 1 項第 3 号の規定に基づき免許管理者が定める
者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教育職員であったことのある者で、教育委員会の要請に応じ、
引き続いて国、県市町村又は茨城県内の国立大学法人(国立大学
法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項の規定に基づく国

立大学法人をいう。以下同じ。), 大学共同利用機関法人(国立大学法人法第 2 条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。), 公立大学法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 68 条第 1 項の規定により公立大学法人の名称を用いる地方独立行政法人をいう。以下同じ。), 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)のうち免許法施行規則第 61 条の 4 第 4 号ニの規定により文部科学大臣が指定した者(以下「独立行政法人」という。)の役員若しくは職員となっている者

(2) 他の都道府県の教育職員であったことのある者で, 当該都道府県教育委員会の要請に応じ, 引き続いて国, 大学共同利用機関法人, 独立行政法人の役員若しくは職員となっている者のうち茨城県内に居住する者

(3) 幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 中等教育学校及び特別支援学校を設置する茨城県内の学校法人(私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)の理事及び職員で当該法人の設置する学校の教育職員であったことのある者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか, 県教育委員会教育長が別に定める者

(免許状更新講習の修了確認を受けなければならない者)

第 28 条 改正省令附則第 3 条第 2 号の規定に基づき免許管理者が定める者は, 次の各号に掲げる者とする。

(1) 県市町村の教育委員会の教育長の職にある者

(2) 教育職員であったことのある者で県市町村教育委員会の要請

に応じ、引き続いて県市町村教育委員会の職員として在職している者

(3) 前 2 号に掲げる者に準ずる者として県教育委員会教育長が別に定める者

2 改正省令附則第 3 条第 3 号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 教育職員であったことのある者で、教育委員会の要請に応じ、引き続いて県市町村又は幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する茨城県内の国立大学法人の役員若しくは職員となっている者

(2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する茨城県内の学校法人の理事で当該法人の設置する学校の教育職員であったことのある者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、県教育委員会教育長が別に定める者

(免許状更新講習を受ける必要のない者)

第 29 条 免許法施行規則第 61 条の 4 第 2 号及び改正省令附則第 10 条第 1 項第 2 号に規定する免許管理者が定める免許状更新講習を受ける必要のない者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 県市町村教育委員会の教育長の職にある者

(2) 教育職員であったことのある者で、県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続いて県市町村教育委員会の職員として在職している者であって、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として県教育委員会教

育長が別に定める者

(3) 前 2 号に掲げる者に準ずる者として県教育委員会教育長が別に定める者

2 免許法施行規則第 61 条の 4 第 4 号に規定する免許管理者が定める免許状更新講習を受ける必要のない者として認められる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 免許法施行規則第 61 条の 4 第 1 号又は前項各号に掲げる者であったことのある者で、縣市町村教育委員会の要請に応じ、引き続き国、縣市町村又は茨城県内の国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人の役員若しくは職員となっている者

(2) 他の都道府県において免許法施行規則第 61 条の 4 第 1 号又は同条第 2 号に掲げる者であったことのある者で、当該都道府県教育委員会の要請に応じ、引き続き国、大学共同利用機関法人、独立行政法人の役員若しくは職員となっている者のうち、茨城県内に居住する者

(3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する茨城県内の学校法人の理事で当該法人の設置する学校の教育職員であったことのある者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、県教育委員会教育長が別に定める者

3 改正省令附則第 10 条第 1 項第 4 号に規定する免許管理者が定める免許状更新講習を受ける必要のないものとして認められる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 教育職員であったことのある者で、縣市町村教育委員会の要請に応じ、引き続いて縣市町村又は幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する茨城県内の国立大学法人の役員若しくは職員となっている者のうち、改正省令附則第10条第1項第1号又は第1項各号に掲げる者であったことのある者

(2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する茨城県内の学校法人の理事で当該法人の設置する学校の教育職員であったことのある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、県教育委員会教育長が別に定める者

(免許状の有効期間の延長等)

第30条 免許法第9条の2第5項の規定に基づき免許状の有効期間の延長ができる者は、第27条に掲げる者とする。

2 改正法附則第2条第4項の規定に基づき更新講習修了確認期限の延期ができる者は、第28条に掲げる者とする。

(優秀教員表彰)

第31条 免許法施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する表彰は、文部科学大臣表彰並びに茨城県教育委員会褒賞等に関する規則(昭和38年茨城県教育委員会規則第13号)第3条第1号及び第16条に基づき県教育委員会教育長が別に定める教育職員の表彰等又は私立学校団体において別に定める表彰制度(いずれも普通免許状及び特別免許状の有効期間の満了する日又は修了確認期限までの10年間に受けたものに限る。)で県教育委員会教育長が別に定めるものとする。

(免許状の有効期間の更新申請)

第 32 条 免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、免許状有効期間更新申請書(様式第 14 号)に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。なお、免許状更新講習を受ける必要のない者である場合は、その旨の証明を付した免許状有効期間更新申請書を提出す

- (1) 免許状更新講習(修了)(履修)証明書(免許法施行規則別記第 4 号様式)(申請者が免許状更新講習の課程を修了した者である場合に限る。)
- (2) 所持するすべての免許状の写し又は当該免許状に係る授与証明書、有効期間更新証明書の写し若しくは有効期間延長証明書の写し
- (3) 個人事項証明書又は戸籍抄本(現在の氏名若しくは本籍地と所持免許状記載の氏名若しくは本籍地が異なる者に限る。ただし、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書に、現在の氏名及び本籍地が記載されている者を除く。第 33 条第 2 号において同じ。)
- (4) その他県教育委員会教育長が必要と認める書類

(免許状の有効期間の延長申請)

第 33 条 免許法第 9 条の 2 第 5 項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、延長できる事由に該当する者であることの証明を付した免許状有効期間延長申請書(様式第 15 号)に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

(1) 所持するすべての免許状の写し又は当該免許状に係る授与証明書，有効期間更新証明書の写し若しくは有効期間延長証明書の写し

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本(現在の氏名若しくは本籍地と所持免許状記載の氏名若しくは本籍地が異なる者に限る。)

(3) その他県教育委員会教育長が必要と認める書類
(免許状更新講習修了確認申請)

第34条 改正法附則第2条第2項の規定により更新講習修了確認を受けようとする者は，更新講習修了確認申請書(様式第16号)に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

(1) 免許状更新講習(修了)(履修)証明書

(2) 所持するすべての免許状の写し又は当該免許状に係る授与証明書，更新講習修了確認証明書の写し，修了確認期限延期証明書の写し，免許状更新講習免除証明書の写し若しくは改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書の写し

(3) 個人事項証明書又は戸籍抄本(現在の氏名若しくは本籍地と所持免許状記載の氏名若しくは本籍地が異なる者に限る。ただし，更新講習修了確認証明書，修了確認期限延期証明書，免許状更新講習免除証明書又は改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書に，現在の氏名及び本籍地が記載されている者を除く。第35条第3号，第36条第2号及び第37条第3号において同じ。)

(4) その他県教育委員会教育長が必要と認める書類

(免許状更新講習の修了確認期限を経過した者の免許状更新講習修了確認申請)

第 35 条 改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号の更新講習修了確認を受けようとする者は、更新講習修了確認申請書(様式第 16 号)に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 免許状更新講習(修了)(履修)証明書
 - (2) 所持するすべての免許状の写し又は当該免許状に係る授与証明書、更新講習修了確認証明書の写し、修了確認期限延期証明書の写し、免許状更新講習免除証明書の写し若しくは改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書の写し
 - (3) 個人事項証明書又は戸籍抄本(現在の氏名若しくは本籍地と所持免許状記載の氏名若しくは本籍地が異なる者に限る。)
 - (4) その他県教育委員会教育長が必要と認める書類
- (免許状更新講習の修了確認期限延期申請)

第 36 条 改正法附則第 2 条第 4 項の規定に基づき修了確認期限の延期を申請しようとする者は、延期できる事由に該当する者であることの証明を付した修了確認期限延期申請書(様式第 17 号)に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 所持するすべての免許状の写し又は当該免許状に係る授与証明書、更新講習修了確認証明書の写し、修了確認期限延期証明書の写し、免許状更新講習免除証明書の写し若しくは改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書の写し

第4章 雑則

(臨時免許状の有効期間)

第27条 臨時免許状の有効期間は、授与された日から3年とする。

(特別免許状及び臨時免許状の様式)

第28条 特別免許状は様式第19号とする。

2 臨時免許状は様式第20号とする。

(2) 個人事項証明書又は戸籍抄本(現在の氏名若しくは本籍地と所持免許状記載の氏名若しくは本籍地が異なる者に限る。)

(3) その他県教育委員会教育長が必要と認める書類

(免許状更新講習受講免除申請)

第37条 改正法附則第2条第5項括弧書の認定を受けようとする者は、免許状更新講習を受ける必要のない者であることの証明を付した免許状更新講習受講免除申請書(様式第18号)に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

(1) 優秀教員表彰等の表彰状の写し(所属長の原本証明を受けたもの)(第31条に掲げる優秀教員表彰の受賞者に限る。)

(2) 所持するすべての免許状の写し又は当該免許状に係る授与証明書、更新講習修了確認証明書の写し、修了確認期限延期証明書の写し、免許状更新講習免除証明書の写し若しくは改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書の写し

(3) 個人事項証明書又は戸籍抄本(現在の氏名若しくは本籍地と所持免許状記載の氏名若しくは本籍地が異なる者に限る。)

(4) その他県教育委員会教育長が必要と認める書類

第5章 雑則

(臨時免許状の有効期間)

第38条 臨時免許状の有効期間は、授与された日から3年とする。

(特別免許状及び臨時免許状の様式)

第39条 特別免許状は様式第19号とする。

2 臨時免許状は様式第20号とする。

(各相当学校の相当免許状を有しない非常勤講師の届出)

第 29 条 免許法第 3 条の 2 第 2 項の規定により各相当学校の相当免許状を有しない者を非常勤講師に充てるときは、次に掲げる書類を県教育委員会教育長に提出しなければならない。

- (1) 相当免許状を有しない非常勤講師の教科担任届出書(様式第 21 号)
- (2) 宣誓書

(免許外教科教授担任許可の申請)

第 30 条 免許法附則第 2 項及び免許法施行規則附則第 18 項の規定により免許外教科教授担任の許可を受けようとするときは、免許外教科教授担任許可申請書(様式第 22 号)を県立学校及び私立学校にあつては県教育委員会教育長に、市町村立学校にあつては当該学校の所在する市町村を管轄区域とする教育事務所に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に対する許可の様式は、様式第 23 号とする。
- 3 前項の許可の基準については、別に定める。

(所轄庁の証明)

第 31 条 県教育委員会又は県知事を所轄庁とする者(私立学校の教員を除く。)が教育職員検定を願い出るときは、人物、実務又は教育成績に関する所轄庁の証明書は、それぞれ、所属長の証明する人物調査書(様式第 10 号に準ずるもの)、実務調査書(様式第 4 号及び様式第 5 号に準ずるもの)又は教育成績調査書(様式第 8 号に準ずるもの)をもつて替えるものとする。

- 2 教育職員検定が提出された書類のみによることができないと認

(各相当学校の相当免許状を有しない非常勤講師の届出)

第 40 条 免許法第 3 条の 2 第 2 項の規定により各相当学校の相当免許状を有しない者を非常勤講師に充てるときは、次に掲げる書類を県教育委員会教育長に提出しなければならない。

- (1) 相当免許状を有しない非常勤講師の教科担任届出書(様式第 21 号)
- (2) 宣誓書

(免許外教科教授担任許可の申請)

第 41 条 免許法附則第 2 項及び免許法施行規則附則第 18 項の規定により免許外教科教授担任の許可を受けようとするときは、免許外教科教授担任許可申請書(様式第 22 号)を県立学校及び私立学校にあつては県教育委員会教育長に、市町村立学校にあつては当該学校の所在する市町村を管轄区域とする教育事務所に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に対する許可の様式は、様式第 23 号とする。
- 3 前項の許可の基準については、別に定める。

(所轄庁の証明)

第 42 条 県教育委員会又は県知事を所轄庁とする者(私立学校の教員を除く。)が教育職員検定を願い出るときは、人物、実務又は教育成績に関する所轄庁の証明書は、それぞれ、所属長の証明する人物調査書(様式第 10 号に準ずるもの)、実務調査書(様式第 4 号及び様式第 5 号に準ずるもの)又は教育成績調査書(様式第 8 号に準ずるもの)をもつて替えるものとする。

- 2 教育職員検定が提出された書類のみによることができないと認

められたときは、面接試問又は実地の調査を行うことができる。

(削る)

(免許状の授与の証明)

第 32 条 教育職員の免許状(旧令による教員免許状及び仮免許状所要資格取得証明書を含む。)の授与を受けたことの証明を願ひ出る者は、免許状授与証明願(様式第 24 号)を提出しなければならない。

2 免許状授与証明書の様式は、様式第 25 号とする。

(原簿等の保存期間)

第 33 条 免許法施行規則第 76 条第 1 項に規定する書類及びその他の書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 教育職員免許状原簿 長期
- (2) 免許法認定講習における単位修得原簿 長期
- (3) 免許状の失効、取上げ及び審査に関する書類 長期
- (4) 免許状の授与、教育職員検定、免許状の書換え及び再交付に関する出願書類 5 年
- (5) 免許状の有効期間の更新申請、免許状更新講習の修了確認申請及び免許状更新講習の免除申請に関する書類 5 年
- (6) 免許状の有効期間の延長申請及び修了確認期限の延期申請に関する書類 5 年
- (7) 免許外教科教授担任許可原簿 5 年
- (8) 免許外教科教授担任許可申請の書類 3 年
- (9) 各相当学校の相当免許状を有しない非常勤講師の届出書 3 年

められたときは、面接試問又は実地の調査を行うことができる。

第 43 条 削除

(免許状の授与の証明)

第 44 条 教育職員の免許状(旧令による教員免許状及び仮免許状所要資格取得証明書を含む。)の授与を受けたことの証明を願ひ出る者は、免許状授与証明願(様式第 24 号)を提出しなければならない。

2 免許状授与証明書の様式は、様式第 25 号とする。

(原簿等の保存期間)

第 45 条 免許法施行規則第 76 条第 1 項に規定する書類及びその他の書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 教育職員免許状原簿 長期
- (2) 免許法認定講習における単位修得原簿 長期
- (3) 免許状の失効、取上げ及び審査に関する書類 長期
- (4) 免許状の授与、教育職員検定、免許状の書換え及び再交付に関する出願書類 5 年
- (5) 免許状の有効期間の更新申請、免許状更新講習の修了確認申請及び免許状更新講習の免除申請に関する書類 5 年
- (6) 免許状の有効期間の延長申請及び修了確認期限の延期申請に関する書類 5 年
- (7) 免許外教科教授担任許可原簿 5 年
- (8) 免許外教科教授担任許可申請の書類 3 年
- (9) 各相当学校の相当免許状を有しない非常勤講師の届出書 3 年

間満了日		間延長期間	日から 日まで	年	月	
現職教員・職員のみ記入						
勤務校・機関				勤務校・機関電話番号	TEL	
職名		備考				
<p>私は、下記の免許状を所持しており、免許状更新講習の課程を修了した(受講免除に該当する)ので、関係書類を添えて教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
免許状の種類	教科教育領域	記号番号	授与年月日	授与権者(都道府県教育委員会)	免許状に記載されている氏名	免許状記載される地籍

修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者 (大学名 等)	修了 (履修) 年月 日	対象免許 種
必修領域			
選択必修領域			
選択領域			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄
<p>上記の者は、教育職員免許法施行規則第 61 条の 4 各号に規定する免除事由に該当することを証明します。</p> <p>年 月 日 (所属長職氏名) 印</p>			

受講免除に該当する場合、本申請書に免除事由がわかる書類を添付すること。

様式第 15 号

--

(削る)

	茨城県収入証紙貼付欄	茨城県収入証紙貼付欄	茨城県収入証紙貼付欄	
年 月 日				
茨城県教育委員会 殿 免許状有効期間延長申請書				
ふりがな氏名		生年月日	年 月 日生	性別 男・女
本籍地 (都道府県名)		住所電話番号	(〒 TEL)	
有効期間満了日	年 月 日	有効期間延長期間	延長した場合のみ記入 日から 年 月 日まで	
現職教員・職員のみ記入				
勤務校・機関		勤務校・機関電話番号	TEL	

職名		備考					
<p>私は、下記のと通りの教育職員免許状を所持しており、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当するため、教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づき、免許状の有効期間の延長を受けることを申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
免許状の種類	教科教育領域	記号番号	授与年月日	授与権者 (都道府県教育委員会)	免許状に記載されている氏名	免にさい籍地	状載て本 許記れる 記載る本
延長申請期間及び事由(該当するものを選択してください。)							
延長前の有効期間満了日	年	月	日	希望する有効期間満了日	年	月	日
<input type="checkbox"/> 1 休暇・休職者 <input type="checkbox"/> 4 指導改善研修者 <input type="checkbox"/> 2 海外派遣該当者 <input type="checkbox"/> 5 教員となった日から有効期間満了までの期間が2年2ヶ月に満たない者 <input type="checkbox"/> 3 大学院派遣者 <input type="checkbox"/> 6 その他の事由の者(具体的事							

(削る)

由：)	
上記 1～ 6 の事由 の期間	年 月 日から 年 月 日まで
本申請書に有効期間延長事由がわかる書類を添付すること	
上記の者は、教育職員免許法施行規則第 61 条の 5 に規定する事由に該当することを証明します。 年 月 日 (所属長職氏名) 印	

様式第 16 号

茨城県収入証紙貼付欄		茨城県収入証紙貼付欄		茨城県収入証紙貼付欄	
年 月 日					
茨城県教育委員会 殿 更新講習修了確認申請書					
ふりがな 氏名		生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男・女
本籍地 (都道府 県名)		住所 電話番号	(〒 TEL)		

更新講習修了確認 更新講習修了確認延期期間	年 月 日		更新講習修了確認延期期間	延期した場合のみ記入 年 月 日 から 年 月 日 まで		
	現職教員・職員のみ記入					
勤務校・機関				勤務校・機関電話番号	TEL	
職名		備考				
<p>私は、下記の免許状を所持しており、免許状更新講習の課程を修了したので、関係書類を添えて教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づき、更新講習の修了確認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
免許状の種類	教科教育領域	記号番号	授与年月日	授与権者 (都道府県教育委員会)	免許に載れている氏名	免許状に記載されている本籍地

(削る)

修了又は履修した免許状更新講習			
事項	開設者 (大学名 等)	修了(履 修)年月 日	対象免許 種
必修領域			
選択必修領域			
選択領域			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄

様式第 17 号

	茨城県 収入証紙貼付 欄	茨城県収入証 紙貼付欄	茨 城 県 収 入 証 紙 貼 付 欄
茨城県教育委員会 殿			年 月 日
修了確認期限延期申請書			
ふりが が		生 年 月	年 月 日 日生 性別 男・女

な氏名		日			
本籍地（都道府県名）		住所電話番号	(〒 TEL)		
更新講習修了確認期限	年 月 日	更新講習修了確認延期期間	延期した場合のみ 記入 月 日から 年 月 日まで 年		
現職教員・職員のみ記入					
勤務校・機関		勤務校・機関電話番号	TEL		
職名		備考			

私は、下記のとおり教育職員免許状を所持しており、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第7条に規定する事由に該当するため、同令第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第4項の規定に基づき、修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記

免許状の種類	教科教育領域	記号番号	授与年月日	授与権者 (都道府県教育委員会)	免許状に記載されている氏名	免許状に記載されている籍地	状記載されている本籍地

延期申請期間及び事由(該当するものを選択してください。)

延期前の修了確認期限	年 月 日	希望する修了確認期限	年 月 日
<input type="checkbox"/> 1 休暇・休職者 <input type="checkbox"/> 4 指導改善研修者 <input type="checkbox"/> 7 その他の事由の者 <input type="checkbox"/> 2 海外派遣該当者 <input type="checkbox"/> 5 直近の免許状取得から10年に満たない者 (具体的事由： <input type="checkbox"/> 3 大学院派遣者 <input type="checkbox"/> 6 教員となった日から有効期間満了までの期間が2年2ヶ月に満たない者			

(削る)

上記1 ～7の 事由の 期間	年 月 日から 年 月 日まで
本申請書に修了確認期限延期事由がわかる書類を添付すること	
上記の者は、教育職員免許法施行規則附則第7条に規定する事由に該当することを証明します。 年 月 日 (所属長職氏名) 印	

様式第18号

茨城県収入証紙貼付欄		茨城県収入証紙貼付欄	
茨城県収入証紙貼付欄		茨城県収入証紙貼付欄	
茨城県教育委員会 殿		年 月 日	
免許状更新講習受講免除申請書			
ふりがな氏名	生年月日	年 月 日生	性別 男・女
本籍地(都道府)	住所電話番号	(〒 TEL)	

府 県 名)			号				
更新講習修了確認期限	年 月 日		更新講習修了確認延期期間	延期した場合のみ記入 年 月 日から 年 月 日まで			
現職教員・職員のみ記入							
勤務校・機関				勤務校・機関電話番号	TEL		
職名		備考					
<p>私は、下記の免許状を所持しており、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項に規定する者に該当するため、同令附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第5項括弧書の規定に基づき、関係書類を添えて免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
免許状	教科教	記号番号	授与年月日	授与権者 (都道府県教育委)	免許状	免許状に記載されている本	

の 種 類	育 領 域		員会)	に 記 載 さ れ て い る 氏 名	籍地

免除事由(該当するものを選択してください。)

1 教員を指導する立場にある者(校長(園長), 副校長(副園長), 教頭, 教育委員会職員等)
 2 学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導に従事する者等(指導主事, 社会教育主事等)
 3 優 秀 教 員 表 彰 者 (表 彰 名 : _____)
 4 そ の 他 の 者 (具 体 的 免 除 事 由 : _____)

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第 10 条第 1 項に規定する教員免許更新講習免除者に該当することを証明します。
 年 月 日
 (所属長職氏名) 印

本申請書に更新講習受講免除事由がわかる書類を添付すること。

様式第 19 号

(表面)	
(教育職員)特別免許状 本籍地 氏名	年 月 日生
右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより 左記について(教育職員)特別免許状を授与する。	
記	
年 月 日 茨城県教育委員会 印	
記号番号	
卒業又は修了した学校又は教育機関	
<u>(削る)</u>	
備考 授与条件	
この免許状は、茨城県内においてのみ有効で ある。	

様式第 19 号

(表面)	
(教育職員)特別免許状 本籍地 氏名	年 月 日生
右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより 左記について(教育職員)特別免許状を授与する。	
記	
年 月 日 茨城県教育委員会 印	
記号番号	
卒業又は修了した学校又は教育機関	
有効期間満了日 年 月 日	
備考 授与条件	
この免許状は、茨城県内においてのみ有効で ある。	

茨城県教育職員免許状規則の一部改正について

1 規則の目的

茨城県教育職員免許状規則（平成元年茨城県教育委員会規則第5号）の施行に関し必要な事項を定めるもの。

2 改正の概要

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部を改正する法律等が令和4年7月1日から施行されることから、茨城県教育職員免許状規則で規定している、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定について所要の改正を行う。

3 改正の内容

普通免許状及び特別免許状の有効期間を定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。

4 施行日

令和4年7月1日